

# 債務保証規程

令和7年4月24日

令和7年規程第40号

改正 令和8年規程第57号

## (総則)

第1条 この規程は、脱炭素成長型経済構造移行推進機構業務方法書（令和6年規程第2号）第13条の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）が行う債務保証業務について、当該業務の適切かつ効率的な遂行を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 機構の債務保証業務は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の収入により償還するものとされている脱炭素成長型経済構造移行債等を活用した脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策であることを踏まえ、行われるものとする。

## (運用方針)

第2条 機構は、債務保証を行うに当たっては、脱炭素成長型経済構造移行推進機構金融支援業務に関する支援基準（令和6年経済産業省告示第116号）に従って、その対象となる事業者及び支援の内容を決定するものとする。

## (定義)

第3条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 「GX」とは、二酸化炭素の排出削減及び産業競争力強化・経済成長のいずれの実現も可能とする経済構造への円滑な移行をいう。
- 二 「GX新技術」とは、分野別投資戦略（令和6年12月GX実行会議取りまとめ。改訂があったときは、その改訂後のものを含む。）に整合する分野（既に普及品として市場等で流通しているものを除く。）において、将来の国内の排出削減に大きく貢献し、内外の需要獲得・拡大につながる新規性を有する技術であるとして、機構が経済産業省並びに技術に関する知見及び経験を有する者との協議に基づき認めたものをいう。
- 三 「資金使途特定型トランジション・ファイナンス」とは、クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（令和3年5月金融庁・経済産業省・環境省策定。改訂があったときは、その改訂後のものを含む。）を踏まえ、資金使途が特定されている融資又は債券をいう。
- 四 「貸付総額」とは、対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入れにより調達される資金の総額をいう。
- 五 「商用実績」とは、過去5年間、特定の技術を活用する事業が商業稼働していることをいう。
- 六 「総事業費」とは、債務保証の対象となる対象事業活動に要する費用（当該費用に充てるため国から交付される補助金を除く。）をいう。

(債務保証の対象となる対象事業活動の実施者)

第4条 債務保証の対象となる対象事業活動の実施者は、本邦法人又は外国法人であつて、我が国のGXに資する活動を行う者とするものとする。

(保証割合)

第5条 機構の保証は、貸付総額に対して、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内において、機構が定める保証割合を乗じて得た額を限度とする。

一 GX新技術を活用するGXに資する事業に係る債務保証 100分の80

二 前号に該当しないGXに資する事業に係る債務保証 100分の50

三 資金使途特定型トランジション・ファイナンスにより調達した資金を活用し、GXに資する事業を行う企業に対する債務保証 100分の50

2 前項の規定にかかわらず、現時点では収益性の向上に資さない炭素削減の取組を、成長につなげていく事業として取り組むためには、炭素削減を評価する市場の存立及び政策支援の変更に伴い当該事業の継続が困難になるというGXに特徴的なリスクを補完する必要があると機構が認める場合にあっては、機構の保証割合は、貸付総額に対して、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内において、当該事業に係るリスクの程度を勘案し、機構が定める割合とする。

一 前項第1号に係る債務保証 100分の90

二 前項第2号に係る債務保証 100分の80

三 前項第3号に係る債務保証 100分の80

3 第2項に規定するGXに特徴的なリスクを補完する必要があると機構が認める場合にあって、GX新技術の社会実装の重要性及び難易度、産業競争力への影響及び環境改善効果の有無、安定的なエネルギー供給並びに経済安全保障等の観点から勘案し、GXに資する事業のリスク補完を行わないことで、GX推進に停滞を招きかねないと機構が認め、かつ、経済産業大臣の同意を受けた場合には、機構の保証割合は、前2項の規定にかかわらず、貸付総額に対して、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内において、機構が定める割合とする。

一 第1項第1号に掲げる債務保証のうち、次の各号のいずれかに該当するもの 100分の95

イ GX新技術のうち、国内外の商用実績がないものとして、機構が経済産業省並びに技術に関する知見及び経験を有する者との協議に基づき認めたもの

ロ GX新技術のうち、国内の商用実績がないものとして、機構が経済産業省並びに技術に関する知見及び経験を有する者との協議に基づき認めたものであり、かつ、安定的なエネルギー供給及び経済安全保障等の観点から特に重要であるもの

二 第1項第3号に掲げる債務保証のうち、GX新技術を活用するものであつて、安定的なエネルギー供給及び経済安全保障等の観点から特に重要であるもの 100分の90

4 前項第2号に掲げる債務保証に当たつて、GXに資する技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動を行う企業(GXに資する技術を活用して新たな事業開拓を行う企業であつて、その事業の将来における成長発展を加速するために外部からの資金調達を受けることが特に必要と認められる企業に限る。)であつて、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小

企業者に対する支援を対象とする場合には、前項中「認め、かつ、経済産業大臣の同意を受けた場合には、」とあるのは、「認めた場合には、」とする。

5 前3項までのいずれの場合においても、機構の保証割合は、総事業費の100分の80以内とする。

(保証の履行の特例)

第6条 前条第3項第1号に掲げる債務保証のうち、その保証割合が100分の90を超え、かつ、100分の95以下の部分について機構が行う保証の履行は、当該履行が相当と認められる事由として、機構が別に定める事由がある場合に限るものとする。

(雑則)

第7条 債務保証の実施に関し、この規程により難しい事項については、経済産業省と協議し、対応するものとする。

附 則

- 1 この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（令和7年4月30日）から施行する。
- 2 機構は、この規程について、債務保証に係る支援の実施状況を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の改正を講ずるものとする。

附 則（令和8年規程第57号）

この規程は、経済産業大臣の承認を受け、令和8年4月1日から施行する。